

【寄稿】

母校創立 100 周年の歩み-その記録7-

名誉教授 西谷源展(44回生)

1. 診療放射線技師の誕生

1951年(昭和26年)5月26日に「診療エックス線技師法」が成立した。翌年入学した29回生からこの法律による教育を受けることとなった。この法律が成立した頃からベータトロンや直線型加速装置による高エネルギーX線や60Coガンマ線による癌治療も行われていた。また、非密封放射性同位元素を使用した画像診断も行われるようになっていた。X線以外のガンマ線が利用されている。1957年(昭和32年)には、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」が成立した。当初に想定したX線の利用にガンマ線やその他の放射線も利用されるようになってきた。厚生省は診療エックス線技師法から診療放射線技師法への改定を検討した。

日本診療X線技師会の考えは簡単な講習または試験によって診療エックス線技師から診療放射線技師への変更を考えていた。

日本医学放射線学会は核医学診療や放射線治療施設数から診療放射線技師数は300名程度であり、全員が診療放射線技師である必要性はないとして診療放射線技師第一種として3年の教育年限、診療放射線技師第二種は従来通り2年の教育年限を提案した。

技師養成施設(養成施設長会議)は2年間教育と3年間又は2年間+1年間(専攻科)などの混在した教育年限で一致した意見とならなかった。

厚生省は従来の診療エックス線技師2年間教育+1年間(専攻科)とする案、2年間教育の診療エックス線技師及び3年間診療放射線技師とする案であった。日本医学放射線学会案に対して、日本診療放射線技師会は職種の分断につながるとして反対した。1968年(昭和43年)5月10日に診療放射線技師法及び診療エックス線技師法が成立した。法律の改正に10年近くの年月を要した。これによって診療放射線技師養成校は2年制と3年制となり、2年制は1年制の専攻科を付加することで3年制と同等とすることとした。改正された教育年限はその後10年ほど継続した。1984年(昭和59年)には診療エックス線技師法は廃止され、診療放射線技師法となった。

診療放射線技師への変更措置

診療放射線技師への変更は診療エックス線技師免許取得後2年間の臨床経験と厚生省の指定する48時間の講習の受講が必要となった。

受験資格 免許取得後2年経験+48時間の指定講習

国家試験受験科目 放射線物理学、放射線生物学II、放射線治療技術学II、測定法II、設備II、管理技術II、放射性同位元素臨床検査技術学 7科目全国で日本診療X線技師会により指定講習会が行われた。法律改正に10数年を要した。

2. 日本初の放射線技術短期大学設立をめざして

1964年(昭和39年)に鈴木庸輔理事長は短期大学の設置を滝内校長・出島主事に指示をした。同年9月23日に短期大学設置認可申請書を文部省に提出した。しかし、文部省は新校舎の設置が未着工であること、日本最初の学科であるために授業科目や教員認定基準が確立されていなかったために申請は受理されず。改めて申請をし直すこととなった。学友会は全国支部長会議を開催して新校舎建設資金の一部として1千万円を目標として募金を開始した。島津製作所は大蔵省、文部省の指示により「財団法人島津学園設立準備財団」を設立して3年間の期限付きで11月30日に認可された。

1964年(昭和39年)当時は東海道新幹線の開通や東京オリンピックの開催から大型の公共工事など減少して景気調整期から大型の倒産も目立ち、翌年頃からは不況は深刻化していた。島津製作所も業績は芳しくなかった。そのような時期に一般寄付も大口の寄付もなく低迷した。鈴木理事長は何としても短期大学設置に「私財を投げ売っても短期大学設置」をと言っていたが1966年(昭和41年)1月13日急逝された。後任の三浦懋新理事長も鈴木理事長の遺志を継ぐために検討がされたが短期大学の設置は見送ることとなった。1966年(昭和41年)には駒沢短期大学、1967年(昭和42年)大阪大学医療技術短期大学部が設立され、わが国で最初に設立された診療X線技師学校として認可を受けてきた本校は他校の後塵を拝すこととなった。



短期大学設置時に
計画された校舎

レントケン技術専修学校 透視図